⑿　次の事項に該当しない者であること。
①　不誠実な行為　請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請、贈賄及び不正行為による指名停止、虚偽の技術資料の提出等
②　経営状況　手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等
③　安全管理の状況　事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導を受け改善を行っていない等
④　労働福祉の状況　賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があり改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等
⒀　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項
⑴　評価項目
①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
②　技術提案
③　ヒアリングの内容
⑵　総合評価の方法
①　「標準点」を100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」（技術提案）の最高点を40点、「加算点」（ヒヤリング内容）の最高点を10点とする。
②　「施工体制評価点」の算出方法は、ヒアリングにより、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。
③　「加算点」の算出方法は、上記３の⑴の②の評価項目について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値が最も高い者に40点、その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。
また、上記３の⑴の③の評価項目についてヒアリングを行い、ヒアリングによる評価において最高点10点を与え、合わせて最高点50点を「加算点」として与える。
④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式（標準Ａ－Ⅰ型及び施工体制確認型の試行）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（｛標準点＋施工体制評価点＋加算点｝／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。
⑤　「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。
⑶　落札者の決定方法
①　入札参加者の「評価値」が最も高い者を落札者とする。
なお、落札の条件は、次のとおりとする。
ア　入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
イ　技術提案が、発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、「評価値」が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」という。）を下回らないこと。
ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、上記３の⑶の①のア及びイを満たす者、かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。
②　上記３の⑶の①において、「評価値」の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
③　同一の技術者のみを重複して複数工事に配置予定している場合の落札者の決定にあたり、１件目の入札で落札者となった場合、２件目以降は入札辞退を行うものとする。
なお、落札者の決定にあたっては、開札状況等により開札順とならない場合がある。
⑷　評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術資料に記載された内容により施工するものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合は、下記の取扱いを行う。（詳細は入札説明書による。）
①　工事成績評定の減点措置
②　違約金の徴収
⑸　ヒアリング　技術提案等については、ヒアリングを実施する。
なお、ヒアリングの日時・場所等必要事項は別途通知する。（詳細は入札説明書による。）
⑹　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格確認通知に併せて通知する。

4　契約後ＶＥ提案
提案を求める範囲は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等とする。
なお、詳細は、特別仕様書による。

5　入札手続等
⑴　入札契約担当部局　〒460―8516 愛知県名古屋市中区三の丸１－２－２　東海農政局総務部会計課契約係　電話052―201―7271　内線2236
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。ただし、電子媒体による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を以下の交付場所へ申込を行った上で、以下の期間、場所にて交付する。
①　交付期間　平成27年４月10日から平成27年５月11日（行政機関の休日は除く。）までの午前９時から午後５時まで
②　場所　〒460―8516 愛知県名古屋市中区三の丸１－２－２　東海農政局整備部設計課経理係　電話052―201―7271　内線2614
③　その他　配布資料は無料である。
⑶　申請書及び資料の提出期間及び方法
①　提出期間　平成27年４月10日から平成27年５月11日（行政機関の休日は除く。）までの午前９時から午後５時まで
②　場所　上記５の⑵の②に同じ。
③　その他　申請書及び資料は、原則、電子入札システムにより提出するものとし、郵送又はＦＡＸによるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙による場合は、上記５の⑵の②へ持参すること。
⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成27年６月１日から平成27年６月15日（行政機関の休日は除く。）までの午前９時から午後５時まで
②　場所　上記５の⑴に同じ。
③　提出方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。）により提出すること。
⑸　入札、開札の日時、場所及び提出方法
①　入札書は、原則、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）することができる。
②　電子入札システムによる入札の場合は、平成27年６月10日から平成27年６月15日（行政機関の休日は除く。）までの午前９時から午後５時までとする。紙入札方式により持参する場合は、平成27年６月16日の午前10時までに東海農政局入札室に持参する。郵送による場合は、平成27年６月15日午後５時（必着）までに上記５の⑴あてに郵送（書留郵便に限る。）する。
なお、開札は、平成27年６月16日の午前10時に東海農政局入札室で行う。

6　低入札価格調査対象工事
⑴　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について　開札の結果、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年４月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長名）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。
①　施工体制の点検　一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用等について調査を行い、施工体制を確認するヒアリングを実施するため追加資料の提出を求める。
さらに、「施工段階における確認マニュアル」（平成18年３月31日付け事務連絡農村振興局設計課施工企画調整室長名）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。
なお、事前通告をしないで点検することがある。
②　下請け契約状況の調査　下請契約計画書を求めるとともに、随時、下請けへの支払い状況等の確認を行う。